C_{16} ＝ 0.018
C_{17} ＝ 0.017
C_{18} ＝ 0.016
C_{19} ＝ 0.016
C_{20} ＝ 0.01584
D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{15} ＝ 0.018
E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01584
F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{15} ＝ 0.033
G_{16} ＝ 0.030
G_{17} ＝ 0.031
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02640
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）

C_{16} ＝ 0.018
C_{17} ＝ 0.018
C_{18} ＝ 0.016
C_{19} ＝ 0.016
C_{20} ＝ 0.01587
D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.011
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.018
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01587
F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{14} ＝ 0.019
G_{15} ＝ 0.034
G_{16} ＝ 0.031
G_{17} ＝ 0.031
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02645
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）